

留学生生活を快適に送るために

— 新入学留学生ガイダンス資料 —

— 新入学留学生指南 —

**Guidance
for New International Students**

2018年4月

徳島大学国際センター

徳島大学国際中心

International Center

Tokushima University

日本語 目次

I 大学生活について -- -P1

1. 授業料免除申請について
2. 各種奨学金について（私費留学生対象）
3. 留年について
4. 休学について

II 日本での生活について① -- -P2 ~ P9

5. 渡日後すぐにする事
6. 国民健康保険の加入について
7. 自動車等の運転について
8. 国民年金について
9. 法令遵守について
10. マイナンバー制度について

III 住居について -- -P9 ~ P10

11. 民間のアパートについて
12. 留学生住宅総合補償制度への加入について
13. 留学生宿舎について

IV 健康診断等について -- -P11

14. 定期健康診断の実施について
15. 保健管理・総合相談センターの利用について

V 各種申請について -- -P12

16. 各種証明書の発行について
17. 各種届け出について

18. 渡日一時金について

19. 貸付金制度について

VI ビザ関係について - - -P13 ~ P16

20. 在留期間の更新について

21. 在留カードについて

22. 一時帰省について

23. アルバイト（資格外活動）について

24. 入国管理局への届出について

VII 日本での生活について② - - -P16 ~ P17

25. 日本国内での引っ越しについて

26. 留学生と地域住民等との交流会等について

27. 宗教等の勧誘について

VIII 帰国前の手続について - - -P18

28. 帰国前の手続

IX まとめ - - -P19 ~ P20

29. 国際センター・国際課について

I 大学生活について

1. 授業料免除申請について

- (1) 対象 私費留学生（政府派遣及び研究生・科目等履修生、交換留学生は除く）
- (2) 内容 その学期の授業料の全額又は半額が免除される。
- (3) 方法 申請者の中から選考（申請者全員が免除になるわけではない）
- (4) 提出場所

常三島地区留学生；学務部学生支援課

蔵本地区留学生；所属学部の教務・学務係

※申請書類は、それぞれに提出期限が定められていますので、必ずその期限内に提出すること。（申請受付は、前期分が3月中旬頃、後期分は9月中旬頃）



2. 各種奨学金について（私費留学生対象）

各種奨学金の募集があればその都度、国際センターホームページ、及び掲示等により通知します。

応募要項に該当する希望者は、必要書類を整えて申請すること。

※本学の留学生が受給した主な奨学金は別紙のとおり。

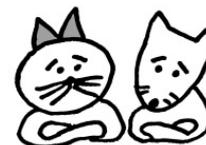
3. 留年について

留年を2回以上すると、ビザ更新ができない（＝帰国しなければならない。特に学部生）ことがあるので注意すること。

4. 休学について

3ヶ月以上休学する場合に、病気などの正当な理由がない場合は、帰国することになる。

みなさんが取得している「留学」ビザは、本来留学のための資金が十分にあることを前提としたものです。よって、「経済的理由」は正当な理由にはなりません。正当な理由（病気など）なく、3ヶ月以上、ビザに規定された活動を行わない場合（休学する場合）は、在留資格を取り消されることもあります。また、休学中は資格外活動（アルバイト）は、認められません。



II 日本での生活について①

5. 渡日後すぐのこと

- (1) **転入届の提出**・・・渡日後 **14 日以内**に届け出ること。
 - ①届出先 → 在住の市役所または役場
 - ②必要な物 → 在留カード、パスポート
(後日、在留カードが交付される方は、パスポートのみ)
- (2) **国民健康保険への加入**・・・詳細は「6. 国民健康保険の加入について」。
- (3) 銀行口座の開設・・・日本で口座を作りたい方のみ。

必要な物

- ①ゆうちょ銀行の場合・・・パスポート、在留カード
- ②それ以外の銀行の場合・・・パスポート、在留カード、印鑑



※日本国内の大学等から、本学に入学された方

- (1) **転入届の提出**・・・引越した後 **14 日以内**に届け出ること。
 - ①届出先 → 引越後の市役所または役場
 - ②必要な物 → 転出証明書（前住所の市町村で発行された書類）、在留カード
- (2) **国民健康保険の加入**
前住所の市町村で加入していた保険は使えません。新たに参加する必要があります。
- (3) **入国管理局への届出**
入学後 **14 日以内**に入国管理局へ「活動機関に関する届出」などの届出をする必要があります。
詳細は「24. 入国管理局の届出について」を参照してください。

6. 国民健康保険の加入について

3ヶ月以上日本に滞在する外国人は、国民健康保険に加入することが義務づけられています。
必ず加入してください。

- ①申込先 → 在住の市役所または役場
- ②必要な物 → パスポート、在留カード

国民健康保険とは？

保険料を支払い、加入すると、病気やけがをした場合、治療費の70%を国民健康保険が負担する。

7. 自動車等の運転について

お酒を飲んだ場合は、絶対に運転をしないこと。飲酒運転をした人以外にも、車を貸した人や飲酒運転をした人の車に同乗した人も法律により罰せられます。



罰則

運転者が酒酔い運転をした場合	運転者	5年以下の懲役又は100万円以下の罰金
	車両提供者（車を貸した人）	
	同乗者	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

日本の交通法規は大変厳しく、違反をすれば罰金を科されます。

また、罰金のみならず、学業に影響があるばかりか、大学から処分されることもあります。交通法規をしっかりと覚え、守ること。

(1) 車・バイクについて

① 運転免許証

日本で自動車、バイク等を運転する場合には、日本の運転免許証または国際運転免許証が必要です。

【日本の運転免許証を取得する場合】

(a) 自動車学校に入校・卒業後、自動車免許試験を受ける。

自動車学校の費用が平均 25～35 万円かかります。高度な日本語能力が必要です。

自動車免許試験は、日本語の他、英語、中国語でも受験が可能です。

(b) 母国で取得した運転免許証を日本の運転免許証に切り替える。

運転免許センターに必要な書類を持って行ってください。

【要件】

母国で免許取得後、その国で3ヶ月以上滞在している場合のみ有効です。

・母国の免許証の有効期限が切れていないこと。

・学科試験、技能試験等に合格すること。

・問い合わせ先：運転免許センター（板野郡松茂町、電話：088-699-0110）

0)

【国際運転免許証を使う場合】

ジュネーブ条約に加盟している国が発行した「国際運転免許証」を持っている場合は、上陸した日から1年間（又は免許証の有効期間のいずれか短い期間のみ）使用が可能です。

※発行された国によっては、日本で使えないので注意！（確認してください。）

例）モンゴルで発行された国際免許証は日本では使えません。

取得した国で3ヶ月以上滞在している場合のみ有効です。

（注意）

※日本に1年以上いる予定の方は、日本の運転免許証を取得すること。

免許証を持たないで運転した者は重く罰せられ、万一事故を起こした場合は罪がさらに重くなります。免許証を持たないで運転することは、絶対にしないこと。



② 保険について

事故を起こした時のために、必ず任意保険に入ること！

自動車保険には、自賠責保険と任意保険の2つがあります。

【自賠責保険（強制保険）】

自動車・バイクの所有者と運転者が必ず入らなければいけない保険です。

(a) 保障される範囲

交通事故で他人を死亡させたり、ケガをさせた場合のみ適用されます。

(b) 保障されない範囲

- ・ 運転者（自分）のケガ
- ・ 車の修理代
- ・ 単独の事故（例：車を電柱にぶつけてケガをした）
- ・ 物の損害（例：電柱を壊した時の修理代）

※カバーされない範囲は、自己負担となります。



【任意保険】

自賠責保険を補う自動車保険です。強制ではありませんが、事故を起こしたときに払ってもらえる金額は高額です。他人をケガさせたり、死亡させたりした以外にも、他人の物（など）、自分だけで起こした単独事故の場合、自分の車が壊れた場合などにも適用されます。

事故を起こした場合、賠償額は想像以上に高くなります。

自賠責保険（強制保険）の限度額（死亡3,000万円）を超えた金額は、加害者負担となります。

事故を起こした時のために、必ず任意保険に入ること！

③ 交通事故を起こした場合

以下のことをしてください。

- (a) ケガした人を助ける。必要な場合は救急車を呼ぶ。（電話：119）
- (b) 車、バイクを安全な場所に移動させる。
- (c) 警察に連絡する。（最寄りの警察署、分からない場合は電話：110）



(d) 保険会社に連絡する。

任意保険の加入先に電話する。事故の相手との交渉は、保険会社を通すこと。

(e) 事故の相手の名前、連絡先、車のナンバーをメモすること。

(f) 大学に連絡する。（指導教員、所属の教務係・学務係、国際課など）

任意保険に加入していないと、事故の相手との交渉など全て自分で行うこととなり、とても大変です。事故を起こした時のために、必ず任意保険に入ること！

④ 税金の支払い

日本では、車やバイクに税金がかかります。年1回支払うことになるので、注意してください。

(a) 自動車税→自動車（バイク（原付）、軽自動車以外）を所有している人に課税されます。(b) 軽自動車税→バイク（原付）、軽自動車を所有している人に課税されます。

支払い方法

毎年4月1日に所有している人に通知が届き、銀行や郵便局、コンビニで支払ができます。

⑤ ヘルメット、シートベルトの着用

バイクを運転するときには、必ずヘルメットをかぶってください。車を運転するときには、シートベルトをしてください。助手席や後部座席の同乗者もシートベルトをする必要があります。

(2) 自転車について

① 交通ルール

自転車も、車のひとつとして扱われます！ 下記の危険行為は絶対にしないでください。



危険行為を行った場合、自転車運転者講習（有料）の対象となります。

自転車運転者講習

- ・講習手数料（標準） 5,700円
- ・受講しなかった場合の罰金 約50,000円
すべて自己負担です。

**自転車は、決められた所に駐輪しましょう。特に徳島駅付近は駐輪禁止です。
違反した場合は、自転車は撤去されます。その時は、自分で万代町の保管所へ取りに行き、
1,500円支払います。**

② **保険の加入について**

留学生の自転車での交通事故やトラブルが多発しています。

事故の相手が車でも、自転車側に責任がある場合は、修理費用を請求されることがあります。

自転車に乗る方は、保険への加入を強くお勧めします。

【他人に怪我をさせた場合、他人の自転車や車にキズをつけた場合】

学生賠償責任保険

- ・通学中以外（アルバイトに行く途中など）でも保障されます。
- ・申込先：大学生協
- ・保険料：1年間で1,780円（2017年12月現在）

※民間アパートに住み、住宅総合保障に加入している方については、保障される場合もあるので、国際課に相談に来てください。



過去に留学生が自転車に乗っていて、他人に怪我をさせたケースがあります。

この留学生は保険に加入していなかったため、自分でお金を払うこととなりました。

※損害賠償金の例：自転車通学中の高校生が誤って歩行者に衝突し、重傷を負わせた。

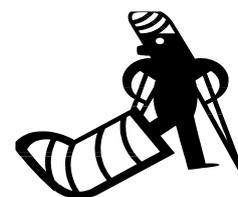
→ 約6000万円

自転車に乗る方は、この保険に加入することをお勧めします。

【自分がケガをした場合】

学生教育研究災害傷害保険

- ・正規生（学部生、大学院生）は入学時に全員加入
（非正規生も、学部によっては加入していることがあります。）
- ・授業や研究、大学でのクラブ活動中などにケガをした場合に保障される。
- ・キャンパス外では、通学中と認められる場合に、保障される。



学生総合共済「生命共済」

- 通学中以外のケガやその他の病気・ケガでも保障されます。
- 申込先：大学生協
- 保険料：1年間で12,800円（2017年12月現在）

※非正規生（研究生、特別聴講学生、特別研究学生、科目等履修生など）の方は、学生教育研究災害傷害保険に加入していない場合が多いため、この保険への加入をお勧めします。

③ 自転車を買った、もしくは、友達からもらった場合

必ず最寄りの警察署で防犯登録をすること。防犯登録をしていないと、盗んだ自転車だと警察から疑われることがあるので注意してください。買った場合は、自転車を買ったお店が代わりに登録してくれることもあるので、お店で確認してください。

④ 友達に自転車を譲る場合

譲る前に、登録をした警察署で、防犯登録の抹消手続きをしてください。

⑤ 交通事故にあった場合（加害者、被害者どちらの場合も）

以下のことをしてください。

- (a) ケガをしている人を助ける。必要な場合は救急車を呼ぶ。（電話：119）
- (b) 車、バイクを安全な場所に移動させる。
- (c) 警察に連絡する。（最寄りの警察署、分からない場合は電話：110）
- (d) 保険会社に連絡する。
保険の加入先に電話する。事故の相手との交渉は、保険会社を通すこと。
- (e) 事故の相手の名前、連絡先、車のナンバーなどをメモすること。
- (f) 大学に連絡する。（指導教員、所属の教務・学務係、国際課など）

※加害者になった場合、保険に加入していないと、事故の相手との交渉など全て自分で行うこととなり、とても大変です。必ず保険に加入しましょう！

8. 国民年金について

日本国内に住んでいる20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入しなければなりません。留学生のみなさんも加入しなければなりません。

ただし、所得が少ない学生の方には、**学生納付特例制度**という保険料の納付が猶予される制度が

あります。申請は、お住まいの市役所または役場で行ってください。

※将来的に日本での就職を考えている人は、必ず学生納付特例制度の申請をしておいてください。

年金が受給できなくなります。

【問い合わせ先】

徳島市役所：088-621-5161・5162

北島町役場：088-698-9801



【年金の種類】

- (1) 老齢基礎年金→国民年金に加入して受給資格期間を満たした人が65歳になったときから支給されます。
- (2) 障害基礎年金→国民年金加入中に障害の認定を受けたときに支給されます。
- (3) 遺族基礎年金→国民年金加入者や加入したことがある人が亡くなったときに、その人によって生計を維持されていた子どもがいる妻または子どもに支給されます。

9. 法令遵守について

母国では犯罪にならなくても、日本では犯罪となることがあります。



- (1) ゴミ置き場にあったものを持ち帰る。
テレビ、自転車、電化製品などの財産的価値があるもの場合は横領罪となります。
- (2) 勝手にゴミを捨てる。
決められた場所や方法以外で捨てる则法律違反になります。罰金が課せられることもあります。
- (3) 銀行口座を貸す。
友達に頼まれても自分の銀行口座を貸さないようにすること。友達が不正な商売に使用することもあります。その事実を知らなくても、不利益となることがあります。(ビザの更新が許可されない、など)
- (4) 商売
日本の製品を母国に送ってお金を稼ぐ、母国で安く買ってきて、日本のネットオークションに出品してお金を稼ぐ、などの行為は違法となります。絶対にしないこと。
- (5) 薬物(覚醒剤、大麻、MDMA、MDA、コカイン、ヘロイン、シンナー、危険ドラッグなど)
日本では、麻薬などの所持、使用、購入、譲り受けは禁止されています。違反した場合、懲役または罰金が課されます。



★危険ドラッグとは

お店やインターネット上で、「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などとして、用途を偽って売られています。しかし、大麻や麻薬、覚醒剤などと同じ成分が含まれており、大変危険で、違法なドラッグです。

●品物が何なのか判断できないときは、購入しないこと!

●知り合いや友達に薬物の使用をすすめられても、きっぱりと断ること。

●一時帰国の際に知らない人の荷物を預からないこと。(麻薬の運び屋にされる場合があります。)



(例) (内閣府HPより)

10. マイナンバー制度について

2015（平成27）年10月から、住民票を有する全ての人に、1人1つのマイナンバー（個人番号）が通知されます。



アルバイトをする時に、勤務先に提出するなど、必要になります。通知カードを紛失しないよう、注意すること。

マイナンバー制度については、内閣官房、「マイナンバー社会保障・税番号制度」

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/>

多言語での説明はこちら

<http://www.cao.go.jp/bangouseido/foreigners/index.html>

Ⅲ 住居について

11. 民間のアパートについて

民間のアパートに入居する方で、大学生協以外の不動産屋に行く場合は、必ず事前に国際課に相談に来てください。

12. 留学生住宅総合補償制度への加入について

(1) 内容 加入により、借りた部屋で火事や水もれ等を起こして家主に損害賠償をしなければならなくなった時に補償されます。

(2) 保険料等 1年間コース→4,000円（保険料2,500円、加入金1,500円）
2年間コース→8,000円（保険料5,000円、加入金3,000円）



(3) 補助金 加入手続後に徳島大学後援会から補助金が出ます。(1,500円又は3,000円)

(4) 手続先 常三島地区留学生→国際課(常三島)

蔵本地区留学生→国際課(蔵本)、所属している学部の教務・学務係

※徳島大学では、民間宿舎等へ入居する留学生は全員、留学生住宅総合補償制度に加入することを義務づけています。民間宿舎へ入居する留学生は、必ず加入してください。

【徳島大学留学生機関保証制度について】

内容 留学生が民間アパートを借りる場合に、徳島大学(国際センター長)が連帯保証人となる制度

利用条件 ・留学生本人が徳島大学に在籍。

・本人の在留資格が「留学」であること。

・公益財団法人日本国際教育支援協会の「留学生住宅総合補償」に加入すること。

手続先 常三島地区留学生 → 国際課(常三島)

蔵本地区留学生→国際課(蔵本)、所属学部の教務・学務係

1.3. 留学生宿舎について

(1) 国際交流会館

場 所 板野郡北島町

部屋数 単身棟32室、世帯棟18室

共用施設 多目的ホール、洗濯室、シャワー室等

寄宿料(月額)

単身室→5,900円(シャワー代が、別途月額1,000円かかります。)

夫婦室→9,500円

家族室→14,200円

(2) 日亜会館留学生宿舎(女性のみ)

場 所 徳島市新蔵町

部屋数 単身室30室

寄宿料(月額) 11,000円

(3) 受付場所 常三島地区→国際課(常三島)

蔵本地区→国際課(蔵本)、所属学部教務・学務係



IV 健康診断等について

14. 定期健康診断の実施について

法律に基づき全員受診することが義務づけられています。

- (1) 実施時期 毎年4月～5月、10月
- (2) 実施内容 血液検査、尿検査、胸部X線撮影等
- (3) 経費負担 なし



※健康診断を受けていない人は、自分のお金を支払って受けなければなりません。
※民間奨学金の申請や、就職活動の時に、健康診断書が必要となることがあります。

15. 保健管理・総合相談センターの利用について

病気、ケガ、その他、ハラスメント等を含む学生生活上の悩み、治療の相談に利用することが
できます。

場所 常三島地区 → 教養教育5号館1階
蔵本地区 → 蔵本会館2階



V 各種申請について

16. 各種証明書の発行について

成績証明書等の証明書が必要な者は、所属学部の教務・学務係へ申し込むこと。



17. 各種届け出について

身上調書は必ず提出すること。住所・連絡先に変更がある場合も必ず届け出ること。

18. 渡日一時金について

外国から留学のために渡日した者を対象に、徳島大学後援会から2万円を支給。ただし、次の7項目に該当する場合は、対象となりません。

- (1) 本学在学予定期間が6ヶ月未満の者
- (2) 国費留学生、政府派遣留学生である者
- (3) 奨学金を受給もしくは予約採用されている者
- (4) 奨学金に相当する補助を受給することが予定されている者
- (5) 日本国内の他大学、高等専門学校、日本語学校等から本学に入学・編入学した者
- (6) 過去に徳島大学で在学していた者
- (7) 配偶者又は家族が徳島に在住している場合

※申請書は所属学部教務・学務係（常三島地区学生は国際課留学生支援係）にあります。

19. 貸付金制度について

徳島地域留学生交流推進協議会が、下記の範囲内で貸付を行っています。

区分	貸付金額	返済方法
貸付	10万円以内	6ヶ月以内に一括又は分割返済

申請書類は、常三島の国際課または蔵本の国際課蔵本分室にあります。



VI ビザ関係について

20. 在留期間の更新について

在留期間を超えて在学する者は、在留期間の更新手続きが必要です。
在留期間満了日の3カ月前から申請が可能です。
更新の申請時には、申請者本人が日本にいること。



提出先 常三島地区→国際課（常三島）毎週木曜日（第3木曜日を
除く）

蔵本地区→国際課（蔵本） 毎月第3木曜日

※上記の曜日には、ビザについての専門家である行政書士の先生が、相談にのってくれます。

【必要書類】

- (1) 在留期間更新許可申請書（用紙は国際課（常三島・蔵本））
- (2) 在留カード原本
- (3) 成績証明書（正規生のみ必要）
- (4) 在学証明書
- (5) 研究内容が記載された証明書（研究生のみ必要）（所属学部担当係で発行）
- (6) 所属機関等作成用書類交付願（用紙は国際課（常三島・蔵本））と履修登録確認表（正規生のみ必要）
- (7) 手数料納付書（用紙は国際課（常三島・蔵本））
- (8) 更新手数料 4,000円
- (9) 経済状況を示す資料
（奨学金証明書、銀行通帳コピー、経費支弁書、在職証明書、収入証明書等）
※経済状況を示す資料については、在留期間満了の3か月前までに国際課に相談してください。
- (10) パスポート
- (11) 証明写真（4cm×3cm）在留カード貼付用

21. 在留カードについて

在留カードは、常時携帯する義務があります。
警察官から提示を求められた場合は、提示する義務があります。
携帯していなかった場合、提示しなかった場合は、罰金が科されることがあります。

(1) 紛失した場合

- ①最寄りの警察に届出をすること。
- ②再発行手続きをすること。（紛失したことが分かってから14日以内に行う。）

(2) 必要書類

- ①在留カード再交付申請書（用紙は国際課（常三島・蔵本））
- ②証明写真（4 cm × 3 cm）
- ③紛失したことを証明する書類
- ④パスポート

提出先 国際課（常三島・蔵本）



2.2. 一時帰省等について

一時帰省するときや日本国外に渡航する場合は、必ず国際課（常三島・蔵本）に「海外旅行届」を提出してください。用紙は、国際課（常三島・蔵本）にあります。

また、各学部教務・学務係にも、その期間を連絡しておいてください。

(1) 出国後1年以内に日本に帰ってくる場合は、再入国許可を取る必要はありません。

（この制度を「みなし再入国許可」といいます。）

ただし、出入国時にパスポートと在留カードを必ず携帯しておくこと。

(2) 出国後、1年以内に日本の在留期間が切れる場合は、在留期間が切れる前に再入国してください。

(3) 出国後1年以上日本に帰ってこない場合は、再入国許可を取る必要があります。

そうしない場合は、再入国ができず、再度、ビザを申請しなければなりません。

（用紙は、国際課（常三島・蔵本）にあります。）

この許可を得ずに出国した場合は、日本に帰ってくるできないので注意すること。

2.3. アルバイト（資格外活動）について

「留学」の在留資格で在留する外国人は、就労することが認められていません。

アルバイトをしようとする場合には、資格外活動の許可が必要です。

休学中の方はアルバイト（資格外活動）はできません。

(1) 必要書類

- ①資格外活動許可申請書（用紙は国際課（常三島・蔵本）にあります。）
- ②在留カード原本
- ③パスポート

(2) アルバイトは規則を守って行うこと！

アルバイトが可能な時間数 1週間に付き28時間以内

※過去に、週に28時間を超えてアルバイトをしたため、ビザの更新が許可されなかったことがあります。

(3) アルバイトしてはいけない場所

スナック、バー、クラブ、キャバレー、パチンコ店、麻雀店、ゲームセンターなど。

(4) 処罰について

下記の場合、国外強制送還となることがあります。

- ①資格外活動の許可を受けることなくアルバイトを行った場合
- ②勉強をせずに、アルバイトばかりを行っていたと明らかに認められる場合
- ③1週間につき28時間を超えて働いた場合
- ④風俗営業または風俗関連営業が営まれている営業所（上記（3）のような場所）で働いた場合

（5）アルバイトについて

①開始前

アルバイトを始める前に、雇用主と条件等についてよく話し合うこと。

就業規則をよく読んでおくこと。

必ず「労働条件通知書（雇入通知書）」の交付を請求すること。

内容が分からない場合 → 日本語ができる友達、国際課職員に相談すること。



②辞める時

遅くとも、辞める1ヶ月前までには、アルバイト先の責任者に伝えること。

直接、責任者と話し、了承を得ること。（電話やメールで伝えるだけではダメ）

過去に、辞める前日に、電話のみで連絡したため、トラブルとなることがあります。

2.4. 入国管理局への届出について

下記の場合は、14日以内に入国管理局へ「活動機関に関する届出」などの届出をする必要があります。届出を怠ると、罰則の対象となります。

※ただし、卒業・修了・退学等後、すぐに帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードを返却すれば、届出をする必要はありません。

（1）届出が必要な場合

①卒業・修了、退学、除籍等になったとき→様式1の2

②日本国内の他の大学等に転学・入学したとき→様式1の2，様式1の3

③日本国内の他の大学等から転学・入学したとき→様式1の2，様式1の3

※様式は、下記から、ダウンロードしてください。

URL：http://www.isc.tokushima-u.ac.jp/documents_list/

（2）届出方法

①入国管理局に直接提出

最寄りの入国管理局で届出書と在留カードを持参



②郵送

宛先：〒108-8255 東京都港区港南5-5-30

東京入国管理局在留管理情報部門受付担当

※封筒の表面に「届出書在中」と赤いペンで書くこと。

※在留カード（両面）の写しを同封すること。

③インターネット（下記の順で行ってください）

1. 入国管理局のHPにアクセス

<https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do>（日本語）

[https://www.ens-](https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do)

[immimoi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do](https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do);[jsessionid=0056977705EEA9A07215B9E7A73A1A68S](https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do)

[01?hdnGng=L2](https://www.ens-immi.moj.go.jp/NA01/NAA01SAction.do)（英語）

2. 「中長期在留者はこちら」をクリック

3. 「認証ID発行」をクリックし、利用者登録を行う

4. 認証ID、パスワードを入力し、必要な届出を行う

VII 日本での生活について②

25. 日本国内での引っ越しについて

(1) 現在の市内または町内に引っ越しする場合→引っ越し後、14日以内に行うこと。

「転居届」の届け出

届出先→在住の市役所または役場

必要な物→パスポート、在留カード、国民健康保険証

(2) 現在の市外または町外に引っ越しする場合→引っ越し後、14日以内に行うこと。

①「転出届」→引っ越しの1ヶ月前から届出可能。

届出先→引っ越し前に在住の市役所または役場

必要な物→パスポート、在留カード

届出後、「転出証明書」を交付してくれます。「転出証明書」は、引っ越し先の市役所または役場に「転入届」を提出する際に必要です。

②国民健康保険の脱退

届出先→引っ越し前に在住の市役所または役場

必要な物→パスポート、在留カード、国民健康保険証

③「転入届」

届出先→引っ越し後に在住の市役所または役場

必要な物→パスポート、在留カード

④国民健康保険の加入

届出先→引っ越し後に在住の市役所または役場

必要な物→パスポート、在留カード



(3) 引っ越し先に関係なく共通する項目

- ①新住所を連絡すること。所属学部の教務・学務係と国際課へ。
- ②遅くとも1ヶ月前までに寮の管理人やアパートの大家、不動産屋（生協など）に引っ越し日を連絡し、家賃を支払う。
※大家への連絡が遅くなると、住んでいなくても翌月分の家賃を支払うことになります。
- ③電気、ガス、水道の会社に連絡し、料金を支払う。
- ④郵便局に転居届を行う。（転居先に郵便物が転送されます。）
- ⑤携帯電話を持っている場合は、携帯会社へ住所変更の連絡をする。
帰国する場合は、解約の手続きを行い、料金の支払いを完了しておく。
- ⑥自転車を友達に譲る場合は、防犯登録の抹消をする。
- ⑦入国管理局へ「活動機関に関する届出」等を届け出る。
※本学を卒業・修了・退学等をする場合、他大学へ転学する場合のみ
・・・詳細は「24. 入国管理局への届出について」

26. 留学生と地域住民等との交流会等について

地域住民との交流会、文化体験交流会等が開催されることがあります。
開催される場合は、国際課（常三島・蔵本）、蔵本地区各教務係に掲示、または国際センターホームページに掲載してお知らせします。
行事に積極的に参加し、地域住民の方々との交流を深めてください。

27. 宗教等の勧誘について

寮やアパートに宗教の勧誘の人が来たら、気をつけること。
電話番号などの個人情報を教えないこと。
勧誘がしつこい場合は、各学部の教務・学務係か国際課に相談に来るようにすること。
勧誘でなくても、大学外のよく知らない人には、電話番号などの個人情報を教えないこと。



VIII 帰国前の手続について

28. 帰国前の手続

卒業・修了等で母国に帰る前には、下記のことを行ってください。

- (1) 各学部教務・学務係や国際課にいつ帰国するのか連絡する。
- (2) 遅くとも1ヶ月前までに、寮の管理人やアパートの大家、不動産屋（生協など）に帰国日を連絡し、家賃を支払う。

※1 大家への連絡が遅くなると、住んでいなくても翌月分の家賃を支払うこととなります。

※2 大学の寮に入居している場合は、退去の1ヶ月前までに国際課（常三島・蔵本）に「退居届」を提出する。

- (3) 電気、ガス、水道の会社に連絡し、料金を支払う。
- (4) 携帯電話を持っている場合は、携帯会社で解約の手続きをし、料金の支払いを完了しておく。
- (5) 銀行などの口座を解約する。
- (6) 在住の市役所または役場に転出届を提出する。
 - ・ ・ ・ 詳細は「25. 日本国内での引っ越しについて」(2)
- (7) 市役所または役場で国民健康保険の脱退手続きを行う。
 - ・ ・ ・ 詳細は「25. 日本国内での引っ越しについて」(2) ②国民健康保険の脱退
- (8) 自転車を友達に譲る場合は、防犯登録の抹消をする。
- (9) 入国管理局へ「活動機関に関する届出」を届け出る。
 - ・ ・ ・ 詳細は「24. 入国管理局の届出について」

※ただし、卒業・修了・退学等後、すぐに帰国する場合には、空港の出国審査時に在留カードを返却すれば、届出をする必要はありません。

- (10) 空港で在留カードを返却する。

注意：ビザの期限が残っていても、卒業・修了等で大学を離れる場合は、「留学」のビザのまま、日本にいることはできません。速やかに帰国するか、就職のためのビザに変更してください。



IX まとめ

29. 国際センター・国際課について

分からないことや困ったことがあれば、まず、指導教員に相談すること。

また、国際センター・国際課は、留学生に係る全般的な仕事をしています。

留学生対象の行事も開催しています。行事に積極的に参加して、異文化を体験してください。

困ったことやわからないことがあれば、いつでも気軽に相談に来てください。

お待ちしております。

国際センター

教員名	電話番号	E-mail
教授 金 成海	TEL. 088-656-7543 (内線 82-7543)	kin@tokushima-u.ac.jp
講師 チャン ホアン ナム	TEL.088-656-9974 (内線 82-9874)	tran@tokushima-u.ac.jp
特任助教 福岡佑子	TEL.088-656-9879 (内線 82-9879)	y.fukuoka@tokushima-u.ac.jp

国際課

担当係	電話番号	E-mail
国際課留学生支援係	TEL. 088-656-7079 (内線 82-7079)	ryugakuk@tokushima-u.ac.jp
国際課国際企画係	TEL. 088-656-7491 (内線 82-7202)	kokukikakuk@tokushima-u.ac.jp
国際課蔵本分室	TEL. 088-633-7398 (内線 83-7398)	—
国際交流会館（北島）	TEL. 088-698-1244	—



常三島地区；国際センター・国際課



蔵本地区；国際課蔵本分室

